

嘉手納町放課後児童健全育成事業設置運営事業者
募集要領（非建築方式）

令和2年7月1日

嘉手納町 子ども家庭課

【応募受付期間】

令和2年7月1日（水）～令和2年8月28日（金）

【受付時間】

8：30～17：15 土日祝祭日を除く

【受付場所】

〒904-0293

嘉手納町字嘉手納 588

嘉手納町子ども家庭課 保育支援係

1. 事業の目的

嘉手納町（以下「町」という。）では社会情勢の変化などにより、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業を実施する施設をいう。以下同じ。）の需要が増加しており、定員を上回る申し込みがある状況です。

この需要に対応するため、令和2年3月に策定した「第2期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画」に基づき令和3年4月1日に町内にて放課後児童クラブを設置運営する事業者（以下「設置運営事業者」という。）を募集します。

この要領は、設置運営事業者を募集し、選定するために必要な事項を定めるものです。

添付資料は次のとおりです。

※ 事前相談依頼書（別添1）

※ 提出書類一覧表（別添2）

参考資料

※ 嘉手納町放課後児童健全育成事業補助金交付規則（平成30年嘉手納町規則第32号）（以下、「町交付規則」という。）

※ 嘉手納町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年嘉手納町条例第20号）

※ 「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知別紙（以下「国交付要綱」という。）

※ 「放課後児童健全育成事業実施要綱」（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙。（以下「局長通知」という。）

2. 募集対象施設、小学校区、整備予定クラブ数、利用定員及び必要面積

小学校区	整備予定クラブ数	利用定員	必要専用区画面積 ^{※1}	(参考) 延床面積の目安 ^{※2}
嘉手納小学校区	1クラブ	40人	66.0 m ²	約90 m ² 程度

※1 専用区画とは、児童クラブ全体の面積から、トイレ・事務室・静養室等の施設や、ランドセルロッカー・下駄箱等の設備を除いた、児童の遊びや生活の場の専用の面積をいいます。ただし、静養室を児童の静養及び遊びや生活の場以外の用途に使用しない場合は、専用区画面積に含むことができます。なお、ここで示しているのはあくまで最低限必要な面積であり、定員確保の観点からも、より広い物件が望まれます。

※2 延床面積は専用区画面積に含まれない諸室の面積や配置等により異なりますので、あくまで目安とお考え下さい。

3. 応募資格

以下の条件を満たしている事業者（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）とし、個人での申請はできません。

(1) 令和3年3月31日までに嘉手納町内で放課後児童クラブを整備し、児童福祉

法（昭和 22 年法律第 162 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童クラブを令和 3 年 4 月 1 日に開設することが可能であること。

- (2) 放課後児童クラブの運営に当たっては、児童福祉法、嘉手納町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 20 号）その他関係法令を遵守するとともに、町交付規則の要件を満たす運営を行うこと。
- (3) 放課後児童クラブ運営実績が令和 2 年 4 月 1 日時点で 1 年以上あること。
ただし、当該事業者の経営体制や職員構成等により事業を遂行する能力があると認められた場合は、この限りでない。
- (4) 沖縄県内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続き中の事業者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き中の事業者でないこと。
- (7) 嘉手納町暴力団排除条例（平成 23 年嘉手納町条例第 9 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。
- (8) 事業者が、税金（法人税、消費税、地方消費税、市町村税等）を滞納していないこと。

4. 整備方法

本募集要領で募集する事業は、非建築方式で整備するものとし、次の(1)、(2)いずれかの方法により確保した施設に、専用区画（66.0 m²以上）、静養室、調理室、トイレ、事務室、倉庫を設置し、付帯設備として下駄箱、手洗い場、ランドセルロッカー、システムキッチン、冷房を整備する。

※非建築方式：既存建物の内装等を改修し、当該建物（土地を含む）を賃借して運営する方式。なお、更地に、土地の所有者等が建物を新築し、事業実施者が内装等を改修して賃借する方式も可とします（法人が自費で建物を新築する方式も可とします。その場合、施設整備の補助金対象となりませんのでご注意ください）。

(1) 賃借型

「嘉手納町放課後児童健全育成事業用地物件募集要領」にて応募があった物件情報を元に確保した、又は自ら確保した児童クラブの運営に適した賃借物件において、必要に応じそれらを改修することにより、児童クラブの整備を行う。

※改修費については、増改築を伴わないものに限り設置運営事業者に対し、補助金を支出します（国、県の補助金に基づき、12,600,000円（開所前月分の賃借料等含む）を上限とする）。

※物件の賃借については、物件所有者と設置運営事業者間の契約となります。家賃その他貸賃借に係る取り決めについては、物件所有者にご確認ください。

（賃借料は開所前月分のみ補助金内で支出します）。なお、光熱水費は設置運営事業者負担となります。

※本公募において選定された後、土地所有者により建設された物件の賃借も含ま

れます。

(2) 自己所有物件型

自己所有している物件を必要に応じて改修することにより、児童クラブの整備を行う。

※改修費については、増改築を伴わないものに限り設置運営事業者に対し、補助金を支出します（国、県の補助金に基づき、12,000,000円を上限とする）。

5. 設置場所の基準

設置場所の基準については、以下のとおりとします。

(1) 嘉手納小学校区内に設置し、児童が学校から通所する際に安全に通行できるルートが確保できること。なお、できるだけ学校からの距離が近いことが望ましい。

(2) 児童が過ごす場所として周辺の環境に安全面、治安等の問題がないこと。

(3) 近隣住民との良好な関係を確保すること。

※応募に当たっては、設置場所の近隣住民、当該の自治会、隣接する自治会に対し、「嘉手納町放課後児童健全育成事業設置運営事業者募集」に応募する予定であることを周知いただき、その状況について選考委員会において聞き取りをします。

(4) 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる場所であること。

(5) 敷地内又は近隣に児童の遊び場が確保できること。

6. 施設整備・運営の基準

(1) 施設整備・運営にあたり適合すべき基準

① 放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省策定）

② 放課後児童健全育成事業実施要綱（厚生労働省策定）

③ 嘉手納町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

④ 嘉手納町放課後児童健全育成事業交付要綱

(2) 施設・設備について

「(1) 施設整備・運営にあたり適合すべき基準」に示した指針等のほか、次の項目を満たす施設としてください。

① 事業実施施設（建物）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の新耐震基準を満たしていること。事業実施施設（建物）が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工している場合は、耐震調査を実施問題が無いもの（ I_s 値 0.6 以上または I_w 値 1.0 以上）または耐震補強済みのものとします。

② 事業実施施設（建物）は建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）、その他関係法令の要件を遵守していること。（検査済証又は建築確認記載事項証明（検査済証交付年月日が記載されているもの）を添付してください。）

③ 専用区画面積※は、児童1人あたり1.65㎡を確保するため、66.0㎡以上とすること。

※専用区画面積：児童クラブ全体の面積からトイレ・事務室・キッチン・静養

室等の施設や、ランドセルロッカー・下駄箱等の設備を除いた、児童の遊びや生活の場専用の面積。ただし、静養室を児童の静養及び遊びや生活の場以外の用途に使用しない場合は、専用区画面積に含むことができます。

- ④ 障害児の受け入れに対応した施設とすることが望ましい※（障害児対応トイレを含む）。
- ⑤ トイレは2つ以上設置すること（男女別に分けること）。
- ⑥ 保護者送迎用として駐車スペースを確保すること。
- ⑦ シャワーを設けることが望ましい。
- ⑧ 児童クラブ内は、できるだけ児童の様子を見渡すことのできる配置とすること。

7. 運営の基準

次の全ての条件を満たすこととします。

(1) 定員規模

定員規模は「2. 募集対象施設及び施設数・利用定員」に記載のとおりとする。

(2) 対象児童

対象児童は嘉手納小学校区に居住する児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とします。なお、児童の通学経路や自宅所在地の状況等を考慮し、隣接する小学校の児童も対象となる場合があります。

(3) 開所日及び開所時間

開所日・開所時間については、次の基準を下回らないこと。

- ・平日月曜日から金曜日 小学校の授業終了時から午後6時30分まで
- ・平日土曜日 午前8時30分から午後5時まで
- ・小学校長期休業日 午前8時から午後6時30分まで

※休所日については、「日曜日」「国民の祝日に関する法律昭和23年法律第178号」に規定する休日「12月29日から翌年1月3日までの日」「6月23日(慰霊の日)」となります。

(4) 開所時期

令和3年4月1日の開所とします。

(5) 保険加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。

(6) 利用料等

児童クラブを運営する法人は、利用料を徴収することができます。利用料は「(3) 開所日及び開所時間」の基準内における利用料、おやつ代、昼食代を含み月額1万円以下とすること。

また、「(3) 開所日及び開所時間」の基準を超え、開所時間の延長等を実施する場合や事業等により実費負担が必要となる場合は、別途料金を徴収することができます。

なお、入会金・入所金についても徴収することができるものとします。

(7) 近隣住民対応

近隣住民との良好な関係を確保すること。必ず本募集で申請を行う前に、申請をすることについて事業実施予定地に属する自治会及び近隣住民に説明を行い、その経過を事業計画に記載して提出すること。近隣住民への説明にあたっては、説明資料等を用意したうえで、直接会って丁寧に説明を行うよう努めること（近隣住民が不在の場合は日時を変えて再度訪問いただき、極力、ポスト投函のみにならないようにすること）。また、事業実施者として決定した後は再度説明を行うこと。なお、近隣住民との対応については、法人の責任で対応することとし、ご意見をいただいた場合は迅速かつ適切に対応すること。

(8) 保護者対応

保護者への情報提供及び情報共有を行うとともに、意見、要望を聴く機会を設けること。

(9) 学校・地域との連携

学校との情報交換、連携を密にし、学校・児童の状況を常に把握するよう努めること。学校に依頼の上、必要な情報を常に受信できる体制を構築することが望ましい。

(10) 入所手続き等

入所申し込みの受け付け、入所判定の結果等は、嘉手納町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成27年嘉手納町規則第21号)を参考に、法人が実施すること。なお、入所申し込みに関するスケジュール及び資料等については、事前に町と情報共有を図ること。

(11) 経費

児童クラブの施設整備・運営に係る経費については、嘉手納町放課後児童健全育成事業補助金交付規則(平成30年嘉手納町規則第32号)の範囲内で町から支出します。それ以外の経費については、法人の負担(保護者からの利用料等を含む)となります。

(12) 開所前手続き

児童クラブの開所にあたっては、事前に嘉手納町放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱に基づき、事業開始届を嘉手納町に提出するものとします。

(13) 事業の継続性

本事業実施期間は、開所から10年以上とすること。なお、改修費等施設整備にかかる費用を町で支出する場合、当該施設を10年以上使用すること。

8. 施設整備及び運営の補助金

(1) 施設整備の補助金

賃借物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用については、国、県の補助金に基づき、12,600,000円(開所前月分の賃借料等含む)を上限に町より補助します(申請時の額を上限とします)。

なお、施設整備の施工業者決定については、町の登録業者から3者以上の見積合わせ及び町契約規則(平成27年嘉手納町規則第22号)に準じてください。また、業者の選定・備品購入については町内の事業所を優先してください。なお、国県の

補助金の規定により、施設整備の工事は令和2年度中に着手し令和2年度中に完了してください。(繰り越しはできません。)

(2) 賃借料の補助

開設前の改修期間賃借料は(1)に含めて補助します。(補助の対象となる賃借料は開所前月に限ります。改修工事着工前から開所前月までの賃借料は補助の対象外となります。)運営開始後の賃借料は、補助金内で補助します。

(3) 運営費

運営開始後の運営費は、「国交付要綱」、「局長通知」及び「町交付規則」に基づき町より支払います。

(4) その他

施設整備に係る補助金の支払い時期については、協議の上、決定することとします。また、運営に係る補助金の支払い時期については、年度当初に概算払いを行い、年度末に精算を行う予定とします。

9. 申請手続き

(1) 事前相談(必須)

応募を検討している法人は、申請の前に必ず事前相談をしてください。**(事前相談がない場合は申請を受け付けません。)**事前相談の日時については、調整のうえ決定しますので電話にてご連絡ください。

なお、相談期間中に計画地を変更した場合は再度、事前相談を行ってください。また、各種通知・要綱等は、法人にて取得してください。

ア 相談期間：公募開始から令和2年8月14日(金)まで
(土日休日を除く)

午前8時30分から午後5時15分

イ 連絡先：嘉手納町子ども家庭課 保育支援係 電話 956-1111 (代表)

ウ 持参する書類：事前相談依頼書(別添1)、計画地の案内図・配置図・現況の平面図、土地・建物の登記全部事項証明書(公図・地積測量図含む)、法人概要の分かる資料

※事前相談時は原本ではなく写しをご提出ください。

エ その他：事前相談には運営及び施設の状況について分かる方がお越しく下さい。

(2) 質問事項

本募集要領への質問を次のとおり受け付けます。ただし、事前相談では計画地が本募集要領の条件に適合していることを町が確認した法人からのみ質問を受け付けます。

ア 受付期間：公募開始から令和2年8月14日(金)まで

イ 受付方法：文書(任意様式)にてFAX又は電子メールで受け付けます。(事前に送信の電話連絡をお願いします。)なお、電話及び口頭による質問は受け付けません。文書には法人名を記載してください。

・受付FAX：098-956-9508

- ・受付電子メールアドレス hoikushien@town.kadena.okinawa.jp
(嘉手納町子ども家庭課保育支援係)

ウ 回答方法：町ホームページに掲載します。

無用な混乱を招くことが危惧される時は、質問に回答しないことがあります。

エ 回答の取扱い：回答は、本募集要領と同等に扱うものとします。

(3) 申請

申請書類は下記のとおり受け付けます。書類の確認をしますので、提出の際は事前にご連絡ください。郵送での申請は不可とします。また、受付日時を過ぎてからの追加書類の提出や計画変更（図面変更や管理者など保育体制の変更）は、こちらから求めた場合を除き認めません。

ア 受付場所：嘉手納町子ども家庭課保育支援係

イ 受付日時：令和2年8月28日（金）まで（土日休日を除く）

午前8時30分から午後5時15分

ウ 提出書類

提出書類	注意事項
(表紙) 提出書類一覧表	(別添2)
①申請書	様式第1号
②法人概要調書	様式第2号(法人登記事項証明書・定款等の写しを添付すること)
③既設児童クラブ等一覧	任意様式。各施設の名称・所在地・定員・開所年月日・保育内容等が分かるもの
④事業概要書	様式第3号(管理者予定者の履歴書・従事者(採用決定者がいる場合)の資格取得状況が分かるものを添付すること)
⑤事業計画書	様式第4号(年間行事予定表を添付すること)
⑥整備予定事業所の案内図・配置図・平面図	平面図は、事業者内の諸室配置及び保育室の面積(壁芯面積及び有効面積)を記載(整備後のイメージが分かりやすく記載されていること) ※平面図作成にあたっては、現地を十分に確認し、計画に変更が生じないように留意すること
⑦土地・建物の登記全部事項証明書	公図・地積測量図含む
⑧整備予定場所の現況写真	正本・副本ともにカラー写真
⑨整備内容のわかる見積書(写し)	任意様式 工事費等の概算見積書を添付(設計士作成の見積書可)

⑩整備スケジュール	任意様式 ※入札時期、開発許可・開発工事、建築確認、建築工事などの期間が分かるよう記載 ※事業実施者決定後、整備スケジュールに変更が生じた場合には随時町に報告すること（開所年月日の変更は認めません）
⑪賃借物件の概要が分かるもの	重要事項説明書など
⑫物件が建築基準法及び新耐震基準に適合していることが分かるもの	建築検査済証（又は検査済証交付年月日の記載がある建築確認記載事項証明）、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工している場合は耐震診断結果が分かるもの
⑬確実に賃借できることを証明するもの	所有権者との仮契約書など。契約の相手方が所有権取得予定者の場合は、相手方が確実に所有権を取得できることを証明するものを含む ※賃借期間と賃借料の月額を明記すること
⑭資金計画書	様式第5号（どのような備品・消耗品を購入するのか等、内訳や用途を説明できるようにすること）
⑮収支予算書	様式第6号、様式第6号-2、様式第6号-3
⑯法人決算書	直近3年分（決算書・申告書一式）
⑰納税証明書の写し	国・県・市町村へ納付すべき税の未納がないことを証明するもの （国税の場合：納税証明書その3の3） （県・市町村の場合：納税証明書など） ※不明な場合は税務署等で確認してください。

※申請書類の様式は、町ホームページからダウンロードしてください。

エ 提出部数：正本1部、副本9部。各1部ずつ A4 フラットファイル等に綴り、①～⑰の番号のインデックスを貼付してください。

10. 設置運営事業者の選定

（1）審査方法

嘉手納町放課後児童健全育成事業設置運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類の審査、申請者による企画提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリングを実施し設置運営業者を選定します。

なお、申請者が4者以上の場合は、一次審査として提出書類のうち財務状況に関する書類を審査し、長期的かつ安定的な運営が期待できる事業者を選定します。

※選考委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の日程については、事前相談のあった事業者に対し、個別にお知らせします。

・選考結果通知日：令和2年9月下旬（予定）

・通知方法 : 文書による通知

(2) 選定基準

応募要件及び適合すべき基準を満たしているか等の確認を行い、要件等を満たす事業者について、「嘉手納町放課後児童健全育成事業審査基準（別表）」に基づき審査採点を行います。各選定委員が評価した点数を合算したものが満点の6割以上となった事業者を候補とします。複数の候補が生じた場合は、合計点数による順位付けを行い、最も高い評価を得た事業者を第1候補者として選定し、2番目に高い評価を得た事業者を候補者の次点者として選定します。また、合計点数が同点となる者が2業者以上の場合は、選定委員会において評議し、順位付けを行います。

(3) 選定対象除外事項

申請者が次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外、又は候補者の決定を取り消します。

- ①提出書類の記載内容に虚偽があったとき
- ②申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に関して不当な要求を行った場合、又は、当該申請において、関係職員に対して、選定されるように個別に接触した場合
- ③提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④書類提出後に事業計画の内容を変更した場合（やむを得ない変更であると町長が認める場合を除く）
- ⑤その他、申請等に関して不正な行為があったと町長が認めた場合

(4) 申請の辞退

申請を辞退する場合は、辞退届を提出してください。（様式第7号）

11. スケジュール（予定）

開所までのスケジュール概要は次のとおりです。

項目	日程、内容等
公募要領公表、 事前相談受付（随時）	令和2年7月1日（水）～令和2年8月14日（金） ・事前相談を行った設置運営事業者への物件情報提供（随時） ・事前相談を行った設置運営事業者と物件所有者との協議（随時）
事前相談・質問書の受付締切	<u>令和2年8月14日（金）</u>
応募書類提出期限	<u>令和2年8月28日（金）</u>
現地確認、 選定委員会（審査）	令和2年9月上旬～中旬（予定）
設置運営事業実施者候補者の選定	令和2年9月下旬（予定）
施設整備に係る補助金申請、決定	令和2年10月以降 施設整備工事入札・着工、補助金申請、決定 竣工・検査
現地確認、竣工、開設準備	令和3年1月～3月
事業開始届提出期限	令和3年3月1日
開所、運営に係る補助金申請、決定	令和3年4月1日

12. その他

- ①提出書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ②必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- ③応募に関して必要となる費用は申請者の負担とします。
- ④申請者の提出書類の著作権は、それぞれ作成した申請者に帰属します。なお、選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他町が必要と認めるときには、無償で提出書類の一部を使用できるものとします。
- ⑤申請書類は嘉手納町情報公開条例（平成14年嘉手納町条例第9号）における公文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。ただし、法人の正当な利益を害するおそれのあるものは公開の対象となりません。

- ⑥施設整備に関する補助金については、国県の補助金を活用するため、当該補助金の交付決定が受けられない場合は事業を中止する場合があります。
- ⑦実施者決定後に、申請内容に虚偽の内容が含まれていることが明らかになった場合、申請内容どおりに履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場合は、選定結果を取り消す場合があります。また、提案した計画地での事業ができない事となった場合は選定を取り消します。
- ⑧本募集により実施する放課後児童健全育成事業について、事業開始後から10年以上経過し、将来的に閉所する場合や実施内容の重要な事項（定員、管理者、保育室の配置など）を変更する場合には、町と協議の上、1年以上の準備期間を設けてください。
- 特に保育の安定性の面から、管理者については、やむを得ない事情を除き、事業実施者として決定があった日から開所後3年まで異動は行わないこと。ただし、町と協議が整う場合については、この限りではありません。
- ⑨本事業の選定に関して、申請者が嘉手納町放課後児童健全育成事業設置運営事業者選定委員やその他の本募集関係者と、直接・間接を問わず接触することを禁じます。
- ⑩本募集要領に記載されている法令や通知等が改正・変更された場合は、改正・変更後の内容を優先して適用するものとします。

本募集要領等に関するお問い合わせ先は次のとおり。

●嘉手納町 子ども家庭課 保育支援係

〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588番地

TEL 098-956-1111 (内線 275)

FAX 098-956-8094

Eメールアドレス hoikushien@town.kadena.okinawa.jp

別表 嘉手納町放課後児童健全育成事業審査基準

大項目	小項目	配点
Ⅰ 保育内容等について	1 保育理念・保育方針	60
	2 保育内容	
	3 健康管理・安全確保についての考え方	
	4 保護者・地域・学校・町との連携・交流に関する考え方	
	5 障がい児童の受入れ体制について	
	6 料金設定に関する考え方	
Ⅱ 保育体制について	1 支援員等の配置及び組織の体制に関する考え方	60
	2 人材育成に関する考え方	
	3 個人情報の保護に関する考え方	
	4 危機管理に関する考え方	
Ⅲ 保育施設について	1 施設管理に関する考え方	20
	2 施設整備等に関する考え方	
	3 近隣住民への説明状況	
Ⅳ 運営法人について	1 法人運営状況	40
	2 法人財務状況	
Ⅴ その他	1 整備スケジュール	20
	2 事業者の特色	
合 計		200

※なお、申請者が放課後児童健全育成事業を実施している場合、ヒアリングに先立ち、運営している施設を見学させていただくことがあります。